

福岡地方労働審議会家内労働部会議事録

1 日時 : 平成27年12月10日(木) 10:00 ~ 13:37

2 会場 : 福岡合同庁舎 本館1階 共用第6会議室

3 出席者 : 【公益代表委員】 3人(定数3人)
末松 宏
中野 由美子
益村 眞知子(部会長)

【家内労働者代表委員】 3人(定数3人)

上野 茂伸
鎌田 健嗣
西村 芳樹

【委託者代表委員】 3人(定数3人)

靄 繁樹
永島 逸子
松岡 嘉彦

【福岡労働局】 幡野 労働基準部長
田畑 賃金課長 ほか

4 議事

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 福岡県における家内労働の現状について
- (3) 福岡県男子服製造業最低工賃について
- (4) その他

5 審議内容

課長補佐 定刻になりましたので、ただ今から、福岡地方労働審議会 家内労働部会を開催させていただきます。

本日は、今期最初の家内労働部会でございますので、まだ、部会長並びに部会長代理が選出されておりません。このため、部会長、部会長代理を選出していたくまで、事務局より議事の進行を努めさせていただきます。

進行役の賃金課課長補佐の出田でございます。よろしくお願いいたします。

最初に、今期の家内労働部会員につきましては、資料No. 1の「福岡地方労働審議会家内労働部会委員名簿」のとおり、本審会長から指名されておりますので、併せてご確認ください。

本日は、全員出席でございます。

次に、事務局を代表しまして、労働基準部長の幡野より皆様に一言ご挨拶申し上げます。

労働基準部長

挨拶

課長補佐 今期から新しく委員にご就任された方もおられますので、最初に家内労働部会の役割について、確認させていただきます。

本日の資料の中に参 2「福岡地方労働審議会運営規程」がございますが、この資料の3ページの別表をご覧になっていただきたいと思えます。

家内労働部会は、福岡地方労働審議会の部会の一つで、家内労働に関する事項について、調査審議し、必要な事項について、建議する機関という位置づけになっております。

したがって、この部会では、家内労働に関する行政の取組内容などを事務局からご報告し、それに対して、皆様のご意見をお聞きし、その結果を福岡地方労働審議会に報告することになります。

それでは、議題に入ります。

最初に、議題の(1)「部会長及び部会長代理の選出について」でございます。

地方労働審議会令第6条5項及び第7項において、「部会長、部会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」となっていますが、当部会では、従来からの慣例としまして、公益代表委員で互選していただき、その結果を部会でご承認いただいているところでございます。今回も従来どおりの取扱いでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

課長補佐 それでは、事前に公益代表委員で互選していただいておりますので、その結果を事務局からご報告します。

部会長に、益村委員、部会長代理に末松委員という結果でございましたが、よ

ろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし

課 長 補 佐

ありがとうございました。
それでは、部会長を益村委員に、部会長代理を末松委員にお願いしたいと思います。
ここで、益村部会長に一言ご挨拶をお願いいたします。

部 会 長

挨拶

課 長 補 佐

ここからは、部会長に議事進行をお願いします。

事 務 局

部会長の名札を追加

部 会 長

引き続き、議事を進めてまいります。
本日の議事録の署名は、
家内労働者代表委員 上野委員
委託者代表委員 松岡委員
にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

上 野 委 員

承諾

松 岡 委 員

部 会 長

それでは、議事（２）の「福岡県における家内労働の現状について」です。
事務局から説明をお願いします。

賃 金 課 長

（資料No. 2「福岡県における家内労働の現状〔平成27年4月1日現在〕」
に基づいて説明）

部 会 長

ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんか。

各 委 員

なし

部 会 長

特にないようですので、続きまして、議題（３）「福岡県男子服製造業最低工賃
について」ですが、「第11次最低工賃新設・改正計画について」と、これに関連
しまして、実態調査が実施されているようですので、併せて事務局から説明をお
願いします。

賃金課長

資料No. 3「福岡県業種別最低工賃決定状況」
資料No. 4「最低工賃一覧」
資料No. 5「第11次最低工賃新設・改正計画（平成25年4月～平成28年3月）」
資料No. 6「平成27年度福岡県男子服製造業家内労働実態調査結果の概要」
資料No. 7「福岡県男子服製造業最低工賃について」
に基づいて説明

部会長

ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

その際、併せて、男子服製造業最低工賃の改正と廃止についても、ご意見いただけませんかでしょうか。

上野委員

当然のこととして、家内労働者代表委員という位置づけにもなっていますので、気持ちからしますと、何とかそのまま残していただきたいという思いを持っています。

ただ、数字を見ると、その主張に決して有利になるような数字はあまりないと、今の説明を受けて感じました。

でも、ちょっと考えたいと思うのは、今は、定年を65歳にするという会社も比較的大きなところでは出てくるような時代ですね。

同時に、医療費などの絡みをみますと、よく指摘されるのは、働く場所がある、そして、自分が働いたことが役に立っていることが、何より病院にかからずに済むことにもなっているというふうに指摘されている識者の皆様は結構いらっしゃる。また、福岡県のデータからもそういうことが伺えます。

そんなことを考えてみますと、労働局主催の会議の労力などももちろんありますが、年1回か、3年に1回かの労力程度であれば、一番弱いと思われる高齢者の働き場所を確保することができるのであれば、検討して継続するという判断もあるのではないかとということで、一つは残しておくということであってもいいのではないかと思います。

同時に、工賃の決定でいくと、実態的には示されたとおり、それぞれの委託者側と働いている皆さん達とで議論され決定されているようでありますから、今示されているところの最低工賃の数字が機能しているとは言い難いですが、しかし、それは十数年前に改定された最低工賃の金額でしょう。

例えば、昨年度の婦人服の最低工賃の時は、福岡県最低賃金が引き上げられた13年間分の比率に合わせ、最低工賃の数字を引き上げていただいたではないです

か。

そういうふうな数字を比べてみて、それでも、委託者の方と家内労働者と決められた金額が、やっぱりそれよりはるかに上回っていて、全然そういう金額面での機能はしていないということになれば、また新たな視点で金額を考える必要もあるのではないかとと思います。

色々と申していますが、高齢者の生きがいというようなところでの視点と十数年間の最低工賃の数字の比較など総合的に考えていけば、最低工賃を積極的に廃止しようというふうにはならないのではないかとと思います。

部 会 長 はい、ありがとうございます。他にありませんか。

薮 委 員 私どもは、委託者側の方ですので、こういう問題については発言しにくいところもありますが、私が経営者としてではなくて、普通の一般的な意見として申しますと、やはり時代がかなり変わってきています。これを設定した背景の時代と、今は完全に乖離してしまっているというのも確かなんですよね。

元々は家内労働者保護という意味で、設定されているわけですが、今実際、完全に逆転してしまって人手不足になってしまっている状況なわけですね。

委託するときに、こういう最低工賃では頼めないような状況になっているのですよね。

もう一つは、逆に、最低工賃を設定することによって、今は最低工賃より上の金額で委託してやっていますが、その金額が足かせになるような場合もあるということもあります。

そして、大きい問題は、あと3年後になった場合、家内労働者の人数はもっと減っていくであろうと思います。そうした場合に、法的なこういう場で審議するに値する規模かなということだと思います。もう少し、ニーズが幅広くあるべきではないかと思っています。そうであれば、十分審議していかななくてはならないと思います。

しかし、福岡県で男子服製造業の最低工賃について、実際に最低工賃の適用を受ける委託者が2社になっていますし、またオーダー服みたいなやつので、おそらく専門的な高度なものだと思いますので、そういう場合は今までの設定されているような最低工賃とは違ってきているのではないかとと思います。

規模とか内容を照らしあうと、言いにくいのですが、常識的な線からして廃止してもやむを得ないかというふうに思います。

部 会 長 他に、ご意見はありませんか。

鎌 田 委 員 単に、数字としてみると、おっしゃっていることは分からないでもないなというのが私の率直な感想です。

しかし、資料No. 6の「平成27年度福岡県男子服製造業家内労働実態調査の結果の概要」で、第16表の1箇月の工賃収入の平均値が56,174円、第17表の1箇月の労働日数の平均値が19.3日、第18表の1日の平均労働時間が6時間10分で働いておられる方がおられるという事実を目の前にすると、最低工賃をなくしましょうということは労働組合としては正直言いにくいです。

そこで一生懸命働いている方がおられて、商品に関する部分で必要な産業を支える方々がおられるわけですよ。現に、委託者の方も足りないよというご意見もあるわけですよ。

そこで、将来的にみると家内労働者の人数は減少するかもしれませんが、委託者も現実足らないと言われているでしょうということも考えたいというのが私の感想です。

それと、一つ質問なのですが、資料No. 7の一番最後のところで、先ほど、婦人服製造業との統合が難しいと言われた理由を、もう一度聞かせていただきたいのですが。

賃金課長

廃止を検討する基準というのが、適用家内労働者数が100人未満です。

男子服製造業は、婦人服製造業と足しても100人になりませんし、基本的には、家内労働者の人数は減ってきていて、将来的にも増加する見込みがなく、婦人服製造業も同じように減ってきています。男子服製造業の最低工賃の適用がほとんどない状況なのでわざわざ足す理由がないということです。

上野委員

廃止するというのは、簡単なことではないかと思います。

高齢者の生きがい対策は決定打になると思います。高齢者が趣味で好きなことをやっているのではなく、一つのノルマがあり、それを完成させてそれに対価が払われるということについて、国が、高齢者を見捨ててない状態を作るといったことは精神的に非常に大事なことだと思います。

委託者や家内労働者の人数が減ってきているからということで、廃止しますというふうにドライに扱うよりも、例えば、その調査に係る費用などもなるべく簡素化して、あるいはその会議などでもできるだけ節約してでも、残すようなことができるのであれば、そちらを選択すべきだと思います。

人を大事にするという意味で大事なことだと思います。色んなことをやってみましたが、もうどうしようもないということであれば仕方がないと思います。労働者側の皆さん、色んなことをやってみましたが、もう駄目だったよということという根拠もなくなりましたよというなら別だと思のですが。

そういうことで、私の希望としては、廃止でなく残していただくことはできないかと思います。もう一度、立ち止まって考えるということにはならないかと思っています。

部 会 長 西村委員どうぞ。

西 村 委 員 今、靄委員が言われたことも十分理解できますし、鎌田委員が言ったことも私たち家内労働者側の意見として受け止めていただきたいと思います。

私たちは、働いている方の側の立場に立って考えなくてはならないと思っていますし、最低工賃は労使交渉のない方々のセーフティネットだと思いません。

資料の中にある、「福岡男子服製造業最低家内労働実態結果の概要」の7ページの第14表の委託者側からの意見は、最低工賃は必要がないと言われていますが、11ページの第20表の家内労働者からの3人の意見は、最低工賃に不満で引上げを訴えています。

3人の意見が家内労働者全体の意見ではないかもしれませんが、私たちは、3人の方々の意見をバックアップする立場にあるというふうに思います。

それで、私たちの意見としては、今工賃が上がっているのであれば、最低工賃を上げていくことを審議すべきことではないかと思えます。

確かに、一方では、廃止という考え方もあるかもしれませんが、あくまで働いている方々が困っているといった意見がなくなるまでは、私たちは主張をし続ける必要があると思っています。

以上です。

部 会 長 松岡委員、お願いします。

松 岡 委 員 家内労働者側委員が言われている「廃止とは言いにくいよね。」というのは分かります。

昨年の婦人服製造業最低工賃について、当初据え置きでどうだろうかという話がありました。しかし、経過を見れば、これだけ長い間引き上げていないことからすると、そろそろ見直す時期に来ているのではないかということで、むしろ委託者側からも引き上げようよとなり、引き上げた経過があるのですが、その時に思ったのが、じゃあ幾らにするのか、どこが適正なのかということはどう判断するのかというのが非常に難しいですね。

今、事務局の方から説明がありましたように、全体の数が非常に小さくなっていて、全体の数が小さくなって、片一方で作業内容が非常に細かく分かれて、一つ一つの工程をみていくと、本当に限られ、委託者も少ないし実際に携わっている家内労働者の数も少ない。しかし、それを一つ一つ決めていかねばならないですね。もう少し、数があればきちんと調査をして、意見を聴くなりして、これこれこれくらいの金額でいいのではないか、ということも言えるのだろうと思いますが、この数でいうと、そういう判断があまりに少なくなっていてできなくなっている。

それで、結局、昨年度婦人服製造業で何をやったかという、全ての工程の工賃額に、福岡県最低賃金の上昇率を掛けて引き上げたのですが、結果、訳の分かったような分からないような話で決めていった経過があります。

しかし、その時に思ったのですが、働かれる立場からすれば、弱い人のセーフティネットとしての必要性があるというのは分かるのですが、しかし、ここで審議して金額を決めていくということに対して、どれだけ実効性が持てるのかという意味では、おぼつかないというか、自信がありません。

そういう意味では、役割というものが既になくなっていないかと思えます。

その時に、最低工賃がなくなった時に、なくなったからといって、家内労働者として働いている人たちに対して、しわ寄せが行くのかどうなのか、なくなったら下げるとするのは論外ですが、どの程度のしわ寄せがいくのかなということを考えてみた時に、確かに働く方からすれば、工賃が高い方がいいに決まっていますので上げるとなりますが、実態とアンケートの内容を見る限り、廃止をしたことによるマイナスの影響というのは、そう考えなくてもいいのではないかというふうに考えます。

結果的には、実態からすれば、廃止の時期に来ているのではないかという判断かなと思えます。

部 会 長 覇委員、どうぞ。

覇 委 員 私もさっき申上げたように、今の松岡委員の意見と同じですが、これをなくすことによって、本当に家内労働者として働いている皆さんにマイナスの影響が起きるのであればいけないと思うのですが、実態的にそういうことは100パーセント起きることはないと思います。

逆に、今から先は、最低工賃と関係なく引き上げざるを得ないというのが実態なのです。だから、そこは安心されていいのではないかと思います。

部 会 長 永島委員、如何でしょうか。

永 島 委 員 覇委員と一緒に同じ意見です。

鎌 田 委 員 ちょっと、よろしいでしょうか。

今、家内労働者として働いている方には、マイナスに働くというのは考えにくいというのは理解できます。しかし、これから新しく家内労働者として働こうとする人にとっては、セーフティネットになるのではないかと思います。

時給で話をすると、経験を積まれて時給1,000円になった方が、最賃がなくなったから時給600円になるということは考えにくいと思います。

でも、家内労働者として新しく仕事を始める方にとっては、最低限最低工賃からスタートできるというセーフティネットになるという安心感になるのではないかという感想を持っています。

労働基準部長

実態調査表の第 11 表の中で分かりますように現状で受託している部分というのは、比較的工賃の高い部分であります。

昨年度の婦人服製造業は、最低賃金の比率で引き上げられましたが、それでもまだ男子服製造業の方が高いということは、男子服製造業の方が技術的に難しいということですから、男子服製造業の家内労働者の新規の参入といっても、委託される方の技術もありますので、針でできる分はほとんど委託されている現状はありません。

賃金課長

資料 No. 6 の実態調査の結果について、説明を省略させていただいた点がありますので、補完的に説明をさせていただきます。

資料 No. 6 の実態調査の 8 ページを見ていただきたいと思いますが、家内労働者からの調査結果です。

第 14 表は、家内労働者の経験年数ですが、回収した 23 名のうち、全て 3 年以上ですが、3 年以上 6 年未満が 1 名、6 年以上 9 年未満が 1 名、9 年以上 12 年未満が 3 名、あとは、21 年以上となっています。平均の経験年数は、32.7 年ということになっています。

下の表の第 15 表は、年齢構成ですが、新規参入の方でも 40 歳以上となっており、40 歳以上 50 歳未満が 1 名となっています。

実態はどうなのかというと、専門学校で、男子服の手縫いを教えているところが一つもないそうです。ですから、入ってくる技術者がいないということが、委託者側の悩みでもあります。将来的にいなくなれば自社で労働者として雇い入れて縫う作業の技術を覚えてもらうことで、業務をやっていききたいと言っている委託者もおられます。

基本的には、新規で家内労働者の方が入ってくる実態はないということがこのデータから、そして、委託者側からのヒアリングから言えると思います。

部会長

先に進ませていただきます。

中野委員

質問ですが、資料 No. 7 の 1 を見ますと、平成 27 年度の男子服製造業最低工賃を適用している委託者は 2 社で、家内労働者は 35 名となっています。

その次のページの 4 のヒアリングの結果の 2 社についてありますが、それぞれの家内労働者の人数は分かれますか。

賃金課長 実態調査の資料No.6の5ページの第11表を見ていただければ、分かると思います。

35名の全てが作業しているのは、12番の工程の「糸くず取り」だけです。
1社が19名であり、もう1社が16名ということです。

中野委員 ということは、19名の委託者のところは、最低工賃が廃止された場合、福岡県最低賃金の時間給で考え、もう1社の16名のところは、福岡県最低賃金との連動は考えていないが、当事者間で作業内容などで決めるということですか。

賃金課長 特定はしていませんが、2社のうち、1社が16名のところで、もう1社が19名のところがあるということです。

上野委員 鎌田委員が触れたセーフティネットというところの話ですが、絶対数が少ないからいいようにも思えますが、それでも、働いている人は変わっているではないですか。

現に、家内労働実態調査表の第8表を見ますと、家内労働者の募集方法というところがありますが、委託家内労働者からの紹介というのが5社おられ、自社労働者からの紹介というのが4社おられるではないですか。

家内労働に参入された方は、最初はもちろん技術はないから、専門学校出の技術を取得された方に比べ技術がないので、当然のこととして時給換算でいくと最低ランクであることは当たり前の話だと思いますが、最低工賃という線引きがなくなった時に、どこの設定でもよく、最低工賃があったときに10円の工程のものだったのが7円でもよくなる訳ですよ。最低工賃がなくなった時に、委託業者の方はそれができるわけですが、それでもいいのかということです。鎌田委員が提起されたのはそこですよ。

しかし、そういうことはいけないのではないかとということです。新しく家内労働者になられた時には、最低工賃の役割はあるのではないかと言われたのではないかと思います。そこは大事なところではないかという気がします。

今一度繰り返しになりますが、圧倒的に家内労働者の人数は少ないものですから、正直に言うと、こちらも苦しいのは苦しいのですが。

松岡委員 今、上野委員が言われた意見で少し考え方が違うのではないかと思うのが、通常の労働者の最低賃金は時間給幾らで決めますが、家内労働者の最低工賃は工程で決めているのですよね。

上手・下手や早い・遅いの世界でなくて、ある意味単純な作業を一工程幾らで決めているのですから。しかも、家内労働者の方は、管理された労働者と違い自分の判断の中でやっていくのですよね。そうすると、貴方の能力が低いから10円で、貴方には7円しか支払いませんよとかいうことは、多分出て来る余地はない

のではないかという気がします。

時給の労働者だったら、貴方は 1,000 円で、貴方は初心者だから時給 700 円とかいうこともあると思いますよ。

上野委員 技術のある方に比べ、素人の人が作ったのは見た目が悪くなるとなる場合がありますよね。

松岡委員 そういう出来が悪い場合は、7円しかやらないということではなく、入れ直しということになります。完成品しか受け取らないのが前提となります。そこが少し違うのではないかと思います。

靄委員 家内労働者の募集に関して、委託家内労働者からの紹介や自社労働者からの紹介というのがありますが、例えば委託家内労働者からの紹介である場合に、まず工賃額は幾らですかということと言われるのですよね。

委託者の方も委託するときに、数の問題ですので、個人による差はつけません。これは一かご幾らですよということで紹介してもらいます。

家内労働者の方も、幾らであれば請けるということになります。この最低工賃がなくなったからといって、下げるのではなく逆に上げていかなければいけない人がいないですよね。

確かに、先ほど家内労働者の方が低いということがありましたが、勤めに出る労働者の方に比べ、時間が空いた自由に働ける家内労働者の方と違うのは当たり前ではないかと思います。

男子服製造業の最低工賃が適用となる家内労働者の人数が県内で 35 名となっていますし、それは年齢構成からすると、おそらく 3 年後、6 年後には半減していくだろうと思います。そうした場合に、最低工賃を決めていくのが妥当だろうかと思っています。

また、作業の実態も変わってきている点もありますので、家内労働者の保護という立場でおられるというのも十分分かりますが、そういう点を含めても、こういう状況であれば、決断する時には決断しなければならないのではないかというふうに思います。

部会長 西村委員どうぞ。

西村委員 先ほど中野委員が言われたヒアリングのところですが、工賃を下げることは考えていないが、上げることも考えていないというふうに聞こえます。

要は、委託者が、一人一人の家内労働者と話し合っ決めていくということは、そこに労働組合がないわけですから、セーフティネットが必要なわけですよね。

消費税が上がり、物価が上がってきており、春闘で賃金も上がってきています

が、工賃収入の平均は5万6千円ですよね。そういうところが5万8千円なり、5万9千円に上がりようがあります。

そういうところからすると、先ほど説明のあった実態調査表の第11表の5番の「前裏すそまつり」の工程のところ、1社19人おられるところですが、おそらく最低工賃の55円でやっておられるのでしょうか。それ以外の1社3人のところがそれ以上でやっておられるので、工賃の平均値は55.7円となっています。

また、11番の「背すそまつり」の工程のところ、1社19人おられるところですが、最低工賃の46円でやっているのでしょうか。もう1社3人のところが60円以上70円未満ですから、だから工賃の平均値は47.9円になっています。

私たちは、1社19人おられる家内労働者の代弁者でもあるわけです。この人たちを1社3人のところに近づけることは誰がやるのですかということです。そこが問題にしたい点です。

霧 委 員 それがですね。私たちが思うのは、これが本当に同じ仕事だろうかと思います。19人のところと、3人のところは違う場合もあるわけですよね。ものによって、違う場合もあるのですよね。

特に、高度化した男子服なものですから、その辺はかなり違う場合がある気がします。我々はそういうのを判断できない。そういう時代にきているのではないかと思っています。

西 村 委 員 違うというのではなく、工程は定義化されたものではないですか。

労働基準部長 工程ですから、製品が違えば当然同じことをやったとしても違うのが出るのも当然だと思います。

永 島 委 員 一ついいでしょうか。

ずっと話を聞いてきたのですが、私から言わせれば、自由に自分の好きな時間帯でこの仕事をやれるというのが、家内労働者の役目だと思います。そこも重視してもらいたいと思います。

霧 委 員 差があるということで、最低工賃を引き上げたいということですが、最低工賃は守られているわけですよね。

私がさっき言ったのは、逆に最低工賃が足かせになる場合があると言ったのはそこなんです。最低工賃が40円であった場合、これが足かせになる場合もある。

本当は家内労働者の人がいないので、50円か60円で頼めるものも、最低工賃は40円になっているので40円をお願いしますという使われる場合もあります。

西 村 委 員 最低工賃40円を50円に引き上げるのが、ここの審議会の場ではないですかと

ということです。

部 会 長

婦人服製造業の最低工賃を上げるかどうかの議論の時にもあったのですが、最低工賃を上げることが、逆に仕事がなくなる可能性があるのですよね。

最低工賃が上がることにより、委託者は家内労働者でないパートタイマーなど違う形態で埋めた方がいいということで逃れる可能性が残っているので、果たして最低工賃を上げたらいいのかということで、婦人服製造業の方も結構長い間据え置いた部分もあります。

ただし、昨今の最低賃金の上げ幅が大きいということも鑑みると、また婦人服製造業の方が、男子服製造業に比べると、ずっと家内労働者や委託者も多いということもあり、最低工賃を上げるならこの時期しかないだろうということで婦人服製造業は上げるという方向に踏み切った次第です。

男子服製造業の最低工賃については、3年前に審議した時も私が家内労働部会長であったのですが、日本経済は力強い景気回復状況にありませんでした。将来は読めない状況でした。

だから、そういう経済状況を考慮しながら、見送るとするか、次の審議に委ねようということになった次第です。

そういう意味では、今回は、この3年間にアベノミクスによって、本当に経済状況がよくなったかということ、私は必ずしもそういうふうに思っていない。

例えば、株価上昇に伴ってキャピタルゲインを得た株式所有者とか、円安の恩恵を受けられている自動車メーカーなどはアベノミクス効果が大きいと思いますが、それ以外のところはそんなに大きいとは思っておりません。

ところが、最低賃金に関する限りはここ数年間上げ幅が大きいということが現実としてあります。そうすると、それに連動して男子服の最低工賃を上げれば、さらに他の形態で仕事を頼むということになりかねないだろうかという懸念がもっと強くなるということです。

もう一つ、婦人服製造業の時もそうでしたが、最低工賃の改定は、最低賃金に準じて行っていませんでしたが、去年は最低工賃の参考にするというような意見が圧倒的に多かったのです。だから、時代の要請で上げるとすれば、ここだろうということで昨年上げるということに踏み切ったというのが、去年の12月の家内労働部会の議論です。

ところが、今回男子服製造業に関する限りは、最低工賃は全て守られていますし、それ以上払われているところもそれなりにあります。それに、なんといっても、委託者が2社で、家内労働者が35名で、しかも平均年齢がこの3年間で5歳もアップして、70歳近いという状況です。ということは、3年後は、平均年齢はさらにアップし、新規参入があったとしても、多分平均年齢が70歳代になるということが予想されます。また、委託者の2社が残ったとしても、家内労働者そのものがさらに減少するということが可能性として大きいのかなという状況で、ど

うでしょうかという判断です。だから、家内労働者代表委員のご意見もよく分かります。

しかし、今日の実態調査等々の資料でもありましたように、工程のタイプが、もう時代に合わなくなってきている状況になってきていることを考えると、最低工賃が廃止されたとしても、下げることがないということが担保されている状況を考えてみると、さあどうでしょうかということなのです。

末松委員

最低工賃の決まり方が、需要と供給で決まっていく。そして、専門的な技術を持っている方々が非常に少なくなってきている状況の中で、決まっていくということで、改定していく方法もあるのかもしれませんが、セーフティネットの役割を果たしているのかな、とも見ていましたが、逆に足かせになる可能性が強いかないという一面があるのかな、というふうにも思います。

その役割として、背景を考えれば足かせになる側面の可能性の方が強くなるのではないかという危惧するところです。

それで、廃止すべきではないかと思います。一段上げるという金額ではないという気がします。

鎌田委員

廃止ではなく残す場合は、上げるという選択しかないのですか。

靄委員

残す場合は、また3年後に同じ審議をしなければならないということなのです。

昨年は、婦人服製造業の最低工賃は上げるということで私も賛成し改定されましたが、婦人服を改定しなかった時期は、中国とかの競争でとんでもない状況でなくなっていった状況ですが、今はこれだけ少なくなって残っている男子服の状況はそういう競争の対象でない方々だと思います。

これだけ少なくなってきていて、人手不足が進行し、下げるということはまず考えられないし、自然と上げていかないともう頼めない状況になっています。

中野委員

平均年齢ですが、3年前が64.6歳で、今が69.4歳ということで、3年間で5歳上がっているということは、以前から働かれている方がずうーと働かれています、なおかつ平均年齢を上回るような70歳に近い方が参入されていると思うのですよね。

私が懸念したのは、最低工賃をやめたときにどうなるかということで先ほど人数をお尋ねしたのですが、2社のうちの1社は最低賃金を頭に入れて考えて行くと言われてますし、もう1社も下げるとはしないということですので、工程とか今後の人手不足ということも考えると、上げざるを得ないことが多いのではないかなと思われるのですよね。

それで、3年前に先ほど部会長から言われたようにその時は経済的な状況を見ながらということで議論されたということを見て、今後の状況を考えれば私と

しては、廃止の方向がいいのではないかなと思います。

家内労働者代表委員の言われるようセーフティネットということもとてもよく分かりますが、これを廃止したからといって、セーフティネットの役割はなくなったというふうには考えられないのではないかという気がしています。

西村委員 3年前の第11表の工賃の資料はないのですか。

賃金課長 3年前の第11表の資料はあります。上がっているのは3つです。先ほど言いましたの「そで付け裏まつり」、それに「そで口裏まつり」、②④の「糸くず取り」が上がっています。

西村委員 上がっている、上がっていると言われていますが、3年前に比べてそれ程上がっていないではないですか。

靄委員 おそらく、それなりに払わないと中々難しい作業は自然と上がってくるということだと思います。今からだと思います。

賃金課長 補足しますと、3年前にあって廃止になったのが「腰裏かんぬき止め」です。

全部で25工程ありますが、資料のNo.7の1ページを見ていただいたら分かります。3の最低工賃表の適用のところになりますが、平成24年度に全く最低工賃が適用されないのが12工程あり、さらに適用にならないのが平成27年度に1工程増えましたので、適用されないのが13工程となりました。それで、平成27年度に最低工賃が適用されているのは12工程で、そのうち3工程が引き上げられたということです。

西村委員 上がっている、上がっていると言っても、上がっているようには見えないのですが。

靄委員 資料No.6の10ページの第19表を見ますと、1時間当たりの平均工賃額が377円から472円まで上がってきているのですよね。実際は上がってきています。

鎌田委員 ここは、さっきの時間給でなくて、何個さばけるかという危険度合いにも関係するかと思います。

先ほど私ども特定の中でもあったように、総収入も上がってきていますし、1箇月当たりの平均労働時間数も増えてきているところもありますから、一概には見えにくい数字なのかなという感想を思っています。

靄委員 だから、時間は増えていますが、その下の表で1時間当たりでも出してあるの

だと思えます。それが、実際3割近く増えているということだと思えます。

松岡 会員 熟練度合いというのはどうなるのですか。
人員構成からするとどうなるのかなと思えますが。

鎌田 委員 そこは、新しい方とずっとやっている方ということになってくるのかなという
気がします。

松岡 委員 さっきの人員構成、経験年数からすると、圧倒的に長い人が大半を占めていま
すので、年齢がそう影響するということでもないようですが。

末松 委員 同じ人が、色んな工程をやっているのが多いのですかね。

松岡 委員 私も工程の中身はよく分かりませんし、この表を見てもよく分かりません。
婦人服製造業の時に聞いたのですが、1着幾らで、これとこれをやって下さい
よというのが決め方だったと思えます。こういう設定していますから、例えば1
着500円というのを形的に細分化していくと、これは最低工賃がありますから、
これは幾らにしよう、ということなのだろうだと思えるのですよ。

背広上衣を持って来て、ここだけやって下さい。はい、終わりました。次に、
次の人ここやって下さいではなくて、一つ持ってきたら、大体その人が、ある程
度のところはやって、1着上がったなら幾らですよという決め方をしていると思
うのですよね。

ただ、最低工賃があるから、因数分解するとこんなものですよねということで
設定していると思えます。

末松 委員 逆算しているということですかね。

松岡 会員 委託に出している委託者の方が言っているのは、実態に合っていないのだよと
いうことは多分そなんだろうと思うのですよね。これだけ細かく工程を設定し
て工賃を決めていくというのは時代に合っていないのかなというふうに思いま
す。

家内労働者代表委員の皆さんが言われていることが分からないでもないです
が、やはり数の問題というのがあるのだと思えます。

数がある程度あって、その中から色んなサンプルを抽出できたり、色んな意見
を聞いたり、分析できたりして、一つ一つこの工程であればこれぐらいの工賃が
正解だよねというのは、数があれば審議できると思うのですよね。

ただ、数がこれだけ少なくなって、これだけのサンプルしかとれなくて、細か
い工程ごとに工賃をどう決めるのと言われたら、もう決めようがないと思うので

すよね。

結果的に、最低工賃を最低賃金の引上げ率で決めるというのは、それも変な話だと思っております。

数の問題で、ここまで小さくなった時点においては、部会の役割というのはもう終わってもいいということでもいいのじゃないのかなと思います。今までよくやってきたよねと思っております。実際、3業種なくなっているわけですから。

それで、最低工賃をなくして、非常に悪らつというか、ひどい状態になるかという、それは多分そういうことにはならないのではないかと思います。過去からもいえるのではないかと思います。

その辺で、廃止という意味ではなくても、役割を終えたという位置づけでいいのではないかというふうに思います。

部 会 長

ありがとうございました。

資料No.5の「第11次最低工賃新設・改正計画方針」について、もう一度確認させていただきたいのですが、「適用家内労働者が100人未満に減少し」ということですが、福岡県男子服製造業最低工賃につきましては、適用委託者が2社のみであり、しかも適用家内労働者も35名に減少してきているという事実があります。

そして、「将来の増加する見通しが無い」という点についてはどうかという、高齢がさらに進み、新規参入の家内労働者の方がほとんどいなくなってきていることから、将来も増加する見込みが無いと思われま。

また、現在の最低工賃の25工程のうち、2社で適用されているのは3工程にとどまっているということで、これも実効性を失ったと思われるのではないかと思います。

また、工賃単価につきましても、松岡委員からもお話しがありましたように1着当たりという形で、委託者は家内労働者に仕事を頼まれていることを鑑みますと、これほど細分化された工程からして、この家内労働部会で議論するというのは、そろそろ役割を終えていいのではないかと思います。

西 村 委 員

家内労働者19名のところでは、1着当たりで仕事を家内労働者に出してないのではないですか。

賃 金 課 長

説明しなかった部分を説明します。

資料No.6の3ページの第4表を見て下さい。

これは複数回答なのですが、工程・規格ごとに決めているのが3社、1着・1本単位で決めているところが3社ということです。このような状況です。

1着・1本単位で決められているものは、最低工賃の適用がないということです。

分かりやすく言えば、最低工賃が適用される工程・規格のものが一つあり、また最低工賃の適用から外れてきたような工程・規格のものが、そして1着・1本単位で決められているものがあります。

昭和60年制定当時については、ほとんどの工程がその中に入っていた状況だったのですが、ところが時代と共に適用から外れてきたということです。

具体的に、金額を上げますと、ズポンの工賃単価が7,500円から9,000円を出している会社もあります。このように1本単位で出されている場合は、最低工賃の適用はありません。

末松委員 実態調査結果の第19表は、そういう1着・1本単位のところも入って、時間単価が472円ということになっているのですか。

賃金課長 実態調査は5社についてのもので、そういう1着・1本単位のところも入っています。

部会長 家内労働部会で議論するのは最低工賃が果たしてこれでいいのかどうかということの議論であると思います。

男子服製造業の最低工賃は、2社しか適用されていないので、時代にそぐわなくなっています。

果たして、家内労働部会を開催して議論する必要があるのだろうかということまでできていますよということです。

上野委員 実態調査の10ページの第19表に平均工賃額があり、平均工賃額が上がっていますよということでした。

上がっているのであれば、自由に委託者と家内労働者との間で決めていくという選択肢ということもありうると思いますが、1着・1本単位も混ざっての話であれば果たして上がっているのかが見えなくなってきました。

賃金課長 27年調査だけでなく24年調査もその前の21年調査も全て1着・1本単位が入っています。

それらを比較すると、相対的に男子服製造業の平均工賃額は、27年は24年に比べ上がっていますし、24年は21年より上がっています。

松岡会員 法定の最低工賃をここで審議をしましょうということでしょう。

賃金課長 第11表の工賃額を審議するということです。

松岡委員 工賃の決め方が実情にあっていないということは、こういうことなんでしょう

ね。

賃金課長 ヒアリングをした結果、もう工賃表そのものが役に立たなくなっているというふうなことで、意味がないというご意見を承っています。

末松委員 家内労働者代表委員としては、委託者が意図的にやっている方がいたら、そこをどうするのかということでしょうね。

薮委員 第11表に、1社19人とあり、下の方に2社35人というのが上がっていますが、これは重複してやっておられる方だと思いますよね。だから、難しい仕事は上げていかねばならないし、簡単な仕事は据え置いているというような状況だと思うのですよ。中々、一個一個の単価というのが適用できなくなっていると思うのですよね。

賃金課長 適用できなくなっていると思います。委託者の方からそういう意見が上がってきています。

部会長 委託者について、最低工賃を罰則を持って適用させるということも他の業種に比べてもどうなのかなとも考えられますし、婦人服製造業と統合しても家内労働者は100人未満であること、そうしたことから統合することは難しいという結論になるのかなと思います。

統合が難しい場合は廃止することも検討するという事なので、廃止するのかどうかということまでできていると思います。もう時代的に廃止に向けて動いてもいいのではないかと思います。如何でしょうか。

鎌田委員 こちら側は、はい分かりましたというのは言えませんし、言いません。

薮委員 家内労働者側としては、立場上10人になっても言えないし、5人になっても言えないと思います。

部会長 家内労働者側は見送りで、委託者側は廃止ということで、意見の一致が見られなかったという判断になります。

薮委員 公益代表委員に委ねることはできないのでしょうかね。

部会長 別室で、まず公益代表委員だけで時間をいただきます。次に、家内労働者側代表委員と協議したいと思いますので、一旦休憩に入ります。

公益委員・家内労働者代表委員退室

公益委員・家内労働者代表委員入室

議事再開

部 会 長

議事を再開します。

公益代表委員間で話し合いました。そして、家内労働者側代表委員にも話し合っていたいただきました。

公益代表委員としては、実態にそぐわないという、特に委託者が2社で、家内労働者が35人という数字、そして家内労働者の平均年齢が70歳近いということとかなり高齢化している、また、工程表そのものも、昭和60年の30年前に作られた時と今は大分かなり変わってきているから、家内労働部会で審議するのもどうかというところを鑑みて、公益代表委員としては廃止するという方向にまとまりました。

それで、もう一度、確認いたします。

資料No.5の「第11次最低工賃新設・改正計画方針」というところですが、「適用家内労働者が100人未満に減少し」とありますが、今は35人なので、100人未満に減少しています。

そして、「将来も増加する見通しが無いなど実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合を含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。」ということですが、これはこの家内労働部会の意見を十分に聞いて尊重することという解釈になります。

それで、委託者代表委員側としては「廃止」、公益代表委員も全員一致で「廃止」という方向になりましたが、その根拠は、委託者は2社で、家内労働者は35人ということ、しかも年々家内労働者は減少してきており高齢化している。3年後に、果たして増える可能性があるかということにつきましてもその可能性は少ないのかなというところです。

何回も同じことを繰り返すようですが、家内労働部会で検討しているのは、今回、福岡県の男子服製造業最低工賃についてですが、工程そのものが時代にそぐわなくなってきたので、ここで最低工賃の議論は時代にそぐわなくなってきたのではないかということで、委託者代表委員と公益代表委員は廃止、しかし、家内労働者代表委員としては、家内労働者がいる限りにおいては廃止すべきではないというご意見が強かったものですから、今回は家内労働者代表委員との意見の一致を見ませんでしたので、今回は廃止を見送り、次期計画策定の3年後の平成30年度に再度改正・廃止について審議をするという結論にしたいと思いま

すが、如何でしょうか。

松岡委員 改定の審議は行うのですか。

部会長 3年後にです。

松岡委員 今回はどうするのですか。

部会長 今回は見送りということです。

松岡会員 見送るかどうかは全然論議していないではないですか。

部会長 今からそれについても行いますか。

松岡会員 時間もありません。

本当に見送っていいのかどうか。

昨年は、婦人服製造業の最低工賃を引き上げましたが、私が一貫して主張したのは、上げるべきなのか、上げるべきではないのか、上げるとすれば幾らくらい上げればいいのかという判断を誰が審議するのかということです。

我々は、審議できません。上げるべきかどうかの判断をできる判断材料がないわけですから。

見送りでいいのですか。婦人服製造業の最低工賃は上げたのですよね。

鎌田委員 上げるか上げないかの議論をここでするのですか。

廃止についての方針についての建議をするという場ではないのですか。

部会長 男子服製造業の工賃の廃止については、見送るということを今結論づけたのですよね。

次のステップとして、3年後に延ばしていいのかどうかというところで、最低工賃を据え置きにするのか、あるいは最低工賃を上げるのかの議論もここでやった方がいいのではないかとということですか。

松岡会員 やった方がいいのではないかとということだけでなく、それまで含めてこうして呼ばれているわけでしょう。

労働基準部長 先ほど、次のステップというお話がありましたが、まずは最低工賃自体を廃止するのや否やというのがあるわけですよね。廃止で一致をみなかったので廃止しないとすると、今度、改正する否やというのが当然あるわけですよね。改正もし

ないという結論にするのか、改正するのかという結論もあるのかと思うのですよね。

鎌田委員 それは、ですね。公益代表委員や委託者代表委員と、私たち家内労働者代表委員と意見がそもそものところが合っていないのですから、その次の議論にはならないのではないですか。

松岡委員 しかし、改正の時期にきているではないですか。ローテーションで改定していくわけですから。

労働基準部長 それを含めて見送る、改定しないで見送るということなのです。

松岡委員 見送るという判断をまだしていないではないのですよね。

労働基準部長 見送るということは改定しないということですので、ほぼ同様なことになると思います。

鎌田委員 公益代表委員と委託者代表委員は、見送るも何も廃止だというご意見をもっていらっしゃるので、そうしたらこの場での議論にはならないのではないのでしょうか。

末松委員 委託者代表委員は、廃止という意見でしたが、家内労働者代表委員は、廃止には賛成できない、セーフティネットの役割があるから廃止できないということですから、意見の一致を見みなかったということなのですよ。

意見の一致を見みなかったということで、結果的には、見直さないという形でそのまま残す形になるのですか。

労働基準部長 結果的に、そのまま見直しはしないということになります。

松岡委員 今回の家内労働部会のそもそも目的は、廃止だけなんですか。

労働基準部長 いや違います。

賃金課長 基本的には、新設・改正計画に基づいて100人未満になった場合については、廃止も検討するということになっています。

今回、100人未満の減少に該当するというので、廃止のご審議をいただきましたが、廃止だけではなくて改定を含めたような形でご審議いただいたというようなことです。

基本的には、委託者代表委員と公益代表委員は廃止の方向で、家内労働者代表委員は廃止には反対だというようなことです。意見が一致をしない場合については、3年後に先送りする形になります。

松岡委員 意見が一致しなければ、自動的に先送りになるのですか。

賃金課長 諮問や答申とは異なりますので、採決を取るといふことにはなりません。この場では、方向性をご審議いただくということです。廃止とか、工賃額を決定する場ではありません。

靄委員 ここは意見を聞く場であり、ここで決定する場ではないのでしょうか。

賃金課長 廃止を決定する場ではありません。廃止するにしても、基本的にはもう一つ最低工賃部会を新たに設置して、そこで審議していただくことになります。

靄委員 意見が出たということで終わってもいいわけでしょう。

賃金課長 それを地方労働審議会の方に報告するということになります。

松岡委員 一致したという意見ということでない場合も、あり得るということではないのでしょうか。

賃金課長 はい、そういうことです。

部会長 廃止を含めて議論をしたけど、一致をみなかったという結論に達しましたという報告ですよ。

松岡委員 確認ですけど、今最低工賃を工程ごとに決めています、これは有効期限みたいなものはありませんか。

賃金課長 有効期限はありません。

松岡委員 3年おきに審議を尽くして決定をするということではないのですか。

賃金課長 基本的には、改定についても廃止についても、3箇年計画となっていますので、3年おきに検討するということになっています。それは、全国どこも同じです。

松岡委員 3年おきに検討するということですよ。

3年おきに検討するという中身は、廃止ということもあるし、改定をするということもあるし、据え置きをするということもあるということですよ。

それをどうしますか、という意見を求められているということですよ。

それに対して、ここの結論は、公益代表委員と委託者代表委員は、廃止を主張し、家内労働者代表委員は、存続を主張し、意見の一致をみなかったというところまでですよ。

さっき出た3年後にという話は、どういう位置づけになるのですか。

賃金課長 それは、わたしどもの方で、3年ごとの計画を作ります。
次は、平成28年度から3箇年の第12次計画を策定することになります。

上野委員 いずれにしても、今回の意見は地方労働審議会に報告をされ、地方労働審議会でもまた審議されるのでしょうか。

賃金課長 報告だけです。

部会長 松岡会員が言っておられるのは、廃止については、意見の一致はみなかったという結論は出たのですが、しかし、改定する分についてはまだ議論していないけれどもこのままで終わっていいのかということですよ。

松岡委員 しかし、その報告はいらぬということでしょう。

賃金課長 そこは、意見の一致をみないというふうなことで、結局見送りといったようなことになったということです。

松岡会員 見送りといった結論は出ていないでしょう。見送りということならば、私は反対と言いますから。廃止に賛成しているという意味でね。

その整理をどうするのか。報告書にどう書くのか。結果スルスルーと3年後になるのか、3年後に見直しをしますよという報告をするのであれば、それは誰の意見なのか。それに関しては一致をみているのか、一致をみしていないのか。

勝手に3年後に見直しをしますよということで一致を見たと言われると、それはちょっと違うよというふうには言わざるを得ないのではないかと思います。

労働基準部長 見直しをするということは、「改正」と「廃止」と「決定」だと思います。

今回「決定」はさておくとして、「改正」というのは、正に上げるか下げるかですから。「改正」については反対と。家内労働代表委員は上げる方で賛成だったと思うのですが。

「廃止」については、家内労働代表委員は反対で、委託者代表委員と公益代表

委員については賛成ということだったと思いますが。

松岡委員

少し違います。意見を交わしているわけではありません。

廃止というものがなくなって、その結果存続するとした時に、上げるか上げないかという判断はまた別にあるのですか。

婦人服は上げたのだから、こっちだって上げたらいいのではないですか。上げなかったらおかしいではないか。眠らしているのでしょうかという話ですよ。

そこは、どういうふうに報告するということになるのかというのが、私にはよく分かりません。その都度上げるということで、去年は上げたのですから。

そこをどう整理するのかということです。

誤解がありますかね。

賃金課長

基本的には、今の3年後というのは、本省の方からの3年計画ということもあり、過去3年おきに見直しをしてきたというようなことです。

次回ということであれば、次回の計画で、平成28年度に再度廃止を検討するという計画でも作れます。

そういう形で、次回に検討するというふうなことで、事務的な手続からいうと、基本的に今までは3年計画なので3年ごとに検討してきましたが、今回のような議論もありましたので、平成28年度に再度検討するということも可能です。

松岡委員

3年待たずとも、来年の平成28年度に検討することも可能なんですか。

賃金課長

この場でそういう議論になれば、可能です。まだ1年間しか経っていないので、平成29年度とすることも可能です。

上野委員

その辺をどこまで報告するようになるのですか。家内労働部会の委員の意見が不一致でしたということだけでなく、将来に向けてこうしますということまで報告の中に入れるということですかね。

賃金課長

報告には、3年後ということは入れなくてかまいません。

次回検討するという形で、実は前回もそういうことでした。事実上3年後でしたが。

薮委員

方向性そのものというのは何も示されていない、合意もない。今回、議論してまとまらなかった問題をさらに例えば1年後、2年後に論議するというのであれば、それはそれでいいのですが。

労働基準部長

今回は、家内労働者代表委員が反対しているということがありますから、次回

は、そこを中心に議論していくということになると思います。

上野委員 働いている人がセーフティネットはこの程度だと思われるところにセーフティネットがあるわけですから、セーフティネットというところに限定せずに、廃止をすることに伴うマイナスの影響を総じて議論していくということであれば、異論はありません。

要するに、セーフティネットだけに限定して深掘りされた議論が今回ありますが、課題をあまり鮮明にしない方がいいのではないのでしょうか。課題を鮮明にしないと、また難しい議論になるかもしれません。

靄委員 結局、今回は今の状況の中で意見が分かれて一致しなかったということになると、半年後や1年後では状況では変わらないと思うのですよね。

そうすると、やはり2年か3年みないと、そこでどうなっているのか、そういう状況が変わらないとおそらくまた同じ意見になると思うのですよね。その辺は、見送るのであれば、ある程度期間をおかないとしようがないと思います。

上野委員 結局、ここの審議は、同じ方向性でまとまらない限り進めないということですか。

家内労働者代表委員は、うんとは言えません。

靄委員 例えば、これが3年後に、家内労働者の方が5人になっていても、その場合でも変わりませんか。

上野委員 その時の判断は、選任されている委員の判断で変わってくるかもしれませんが、この時点で変わりませんよとは言えません。経済の状況なども変わってきますし、先のことは言えません。

松岡委員 その辺の論議をすると非常にややこしい話になりますので、ここでは、「廃止」についての論議をしたいと思います。

委託者代表委員は「廃止」を主張し、公益代表委員も「廃止」を主張し、家内労働者代表委員は「存続」を主張して、意見の一致をみなかったということです。

今は、ここで言えるのは、意見の一致を見なかったところの報告までに止めておかないと、そこから3年後とかと色々な話などが出て来るとこちらも言いたくないことを言わねばならなくなってきました。

それしかないのかなというふうに思います。

靄委員 現状認識は、数が非常に小さくなってきているということで、意見の一致をみなかったが、委託業者が無くなったということがない限りは、今の状況では意見

の一致をみない様な感じなのでしょうね。

松岡委員 意見の一致を見なかったという前段で、委託者代表委員は、どういうことを主張してそれに基づき「廃止」を主張して、公益代表委員は、公益としての意見を主張され、家内労働者代表者委員は、家内労働者側としての意見を主張した、という論議の捕捉みたいなものを入れて意見の一致をみなかったということでの報告にすることだと思います。それしかないのかなと思います。

それから先、踏み出すと一からの論議になります。そういうことでどうかなと思います。

部会長 今回は、廃止について議論していくと、委託者代表委員と公益代表委員は、廃止についての前提とされているような条件に合っているので、廃止の方向で決めなかったのですが、家内労働者代表委員は、家内労働者が存在する限りにおいては廃止には反対であるという結論になりました。

家内労働部会長の私として強調したかったのは、何度も繰り返しますが、昭和60年の30年前に工程表が設定されたのですが、30年経っても工程表が変わっていないということです。ところが、実態は30年前の工程表に合うような状況でないというところを踏まえると、果たして家内労働部会で審議するに値するかどうかのあたりを皆様に聞いたかったのですが、その辺を含めても家内労働者代表委員は反対されたという結論でいいのですよね。

工程表に当てはまるようなところはわずかしかなのですが、家内労働者がいる限りにおいては、最低工賃の廃止については反対であるという結論だということで、私は理解しましたが、そういうことでいいのですよね。

労働基準部長 「家内労働者がいる限りは廃止できなくなったか」という「いる限りは」という表現は、強調しすぎではないかと思います。

部会長 家内労働者が減少している現状を鑑みても、現段階では、家内労働者代表委員は、福岡県男子服製造業の最低工賃の廃止については反対であるということでもいいでしょうか。

各委員 了解

部会長 長時間にわたり、ご苦労さまでした。
それでは、その旨福岡地方労働審議会に報告致します。
最後に(4)の「その他」ですが、何かございますか。

賃金課長 特に、ございません。

部 会 長 それではこれで、平成 27 年度福岡地方労働審議会家内労働部会を閉会させていただきます。

長時間にわたり熱心にご審議いただきましてありがとうございました。